

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室^⑱)消費税その29

非課税と免税の違い

Q. 消費税の「非課税」と「免税」の違いについて教えてください。

A. 消費税は国内で消費される財貨やサービスに対して広く公平に負担を求める税金です。原則として国内におけるすべての取引が課税の対象となります。

しかし、国内取引であっても消費に負担を求める税としての性質上や社会政策的配慮から課税の対象としないこととされている取引があり、これを「非課税取引」といいます。

一方、取引が輸出取引に当たる場合には、消費税が免除されます。これは、内国消費税である消費税は外国で消費されるものには課税しないという考えに基づくもので「免税取引」といいます。

非課税と免税は、その取引のために行った課税仕入れについて仕入税額の控除を行うことができるかどうかという点が異なります。

非課税取引

例えば、土地や有価証券、商品券などの譲渡、預貯金や貸付金の利子、社会保険医療などの取引がこれに当たります。

非課税とされる取引には消費税が課税されませんので、非課税取引のために行った課税仕入れについては、原則としてその仕入れに係る消費税額を控除することができません。

免税取引

商品の輸出や国際輸送、外国にある事業者に対するサービスの提供などのいわゆる輸出類似取引などで、この場合には、輸出証明書を保管するなど、一定の要件を備えている必要があります。

免税とされる輸出や輸出類似取引は、課税資産の譲渡等に当たりますが、一定の要件が満たされる場合に、その売上げについて消費税が免除されるものです。したがって、その輸出や輸出類似取引などの免税取引のために行った課税仕入れについては、原則として仕入れに係る消費税額を控除することができることとなります。

主な非課税取引

①土地の譲渡および貸付け（1か月未満の土地の貸付けおよび駐車場などは課税対象）

- ②有価証券等の譲渡（株式・出資・預託の形態のゴルフ会員権などの譲渡は課税対象）
- ③支払手段（暗号資産を含む）の譲渡（収集品として譲渡する場合は課税対象）
- ④預貯金の利子および保険料を対価とする役務の提供等
- ⑤日本郵便(株)などが行う郵便切手類の譲渡、印紙の売渡し場所における印紙の譲渡や地方公共団体などが行う証紙の譲渡
- ⑥商品券、プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡
- ⑦国等が行う一定の事務（登記、登録、特許、免許、許可、検査、検定、試験、証明、公文書の交付など）に係る役務の提供
- ⑧外国為替業務に係る役務の提供
- ⑨社会保険医療の給付等（美容整形や差額ベッドの料金および市販されている医薬品を購入した場合は課税対象）
- ⑩介護保険サービスの提供等（利用者の選択による特別な居室の提供や送迎などの対価は課税対象）
- ⑪社会福祉事業等によるサービスの提供等
- ⑫助産に関するサービスの提供等
- ⑬火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供
- ⑭一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け等
- ⑮学校教育
- ⑯教科用図書の譲渡
- ⑰住宅の貸付け（1か月未満の貸付けなどは課税対象）

免税される輸出取引の範囲

課税事業者が次のような輸出取引等を行った場合は、消費税が免除されます。

- (1)国内からの輸出として行われる資産の譲渡または貸付け
- (2)国内と国外との間の通信または郵便もしくは信書便
- (3)非居住者に対する鉱業権、工業所有権、著作権、営業権等の無体財産権の譲渡または貸付け
- (4)非居住者に対する役務の提供

ただし、非居住者に対する役務の提供であっても、免税とされる輸出取引にはならず、消費税が課される場合があります。

免税の適用を受けるための証明

輸出免税の適用を受けるためには、その取引が輸出取引等である証明が必要です。

輸出取引等の区分に応じて輸出許可書、税関長の証明書または輸出の事実を記載した帳簿や書類を整理し、納税地等に7年間保存する必要があります。

区分（前頁「免税される輸出取引の範囲」における取引）	保存すべき証明書類等
(1)のうち輸出の許可を受ける貨物の場合	輸出許可書（税関長が証明した書類）
(1)のうち郵便物として輸出する場合 （当該資産価額（注1）が20万円超のとき）	輸出許可書（税関長が証明した書類）
(1)のうち郵便物として輸出する場合 （当該資産価額（注1）が20万円以下で、小包郵便物（注2） またはEMS郵便物（注2）のとき）	引受けを証する書類および発送伝票等の控え （注3）
(1)のうち郵便物として輸出する場合 （当該資産価額（注1）が20万円以下で、通常郵便物（注2） のとき）	発送伝票等の控え（一定の事項を追記したもの） （注3）
(2)の取引の場合	帳簿または書類で一定事項が記載されたもの
(3)、(4)の取引の場合	契約書その他の書類で一定事項が記載されたもの

（注1）この価額とは、FOB価格であり、原則として当該郵便物の現実の決済金額（例えば、輸出物品の販売金額）となります。

（注2）万国郵便条約第一条に規定する「小包郵便物」「EMS郵便物」「通常郵便物」をいいます。

（注3）輸出免税の適用に必要な輸出許可書等には、これらの書類に係る電磁的記録を含みます。

（注4）詳しくは、国税庁HP・パンフレット「消費税法改正のお知らせ」（令和3年4月）をご参照ください。

根拠法令等 ・消法4、6、7、30 ・消法別表第一 ・消令8～16の2、17 ・消規5 ・消基通6-1-1～6-13-11

（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、草間俊文 グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

第18回会員親睦ボウリング大会開催

2月16日、アピナボウル松本城山店にて「第18回会員親睦ボウリング大会」が開催されました。コロナの影響により実に3年ぶりとなる大会には17チーム51名の皆様にご参加いただきました。久しぶりの開催となりましたが和気あいあいと楽しい雰囲気の中、部会・企業・友人同士がプレイを通じて親睦を深めました。主な結果は下記のとおりです。



【個人戦】 1ゲームスクラッチ（同スコアの場合は年齢上位）

【男子】

優勝 211P 小林 慎也氏 【長野エレベーター】
準優勝 185P 天野 豊氏 【木村設業】
3位 183P 塩原 敏氏 【長野エレベーター】

【女子】

優勝 191P 丸山 美樹さん【丸山電化サービス】
準優勝 152P 小林 節子さん【長野エレベーター】
3位 141P 渡辺 くに子さん【渡辺モータース】
【団体戦】 1ゲーム一人平均（女性には1ゲームにつき15P加算）

優勝 長野エレベーター 187P
準優勝 三郷部会 164.33P
3位 安曇部会 151P



高橋厚生委員長（右）より長野エレベーターチームに団体戦優勝トロフィーの授与